

水道事業からのお知らせ

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき検定を受けた用か
ら8年以内に水道メーターを新しよると交換し
てごます。

該当する家庭には、事前に「水道メーター交
換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受け
た行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が
交換に伺います。

作業中は一時的に水が使えなくなりますので、
ご協力をお願ひします。

水道使用の開始・中止は必ずご連絡を

- ①新たに水道の使用を開始するときは、使用する
場所の住所（アパート・マンション名、部屋番
号）、使用開始日、使用者氏名、連絡先の電話
番号をご連絡ください。
 - ②転居などで水道の使用を中止するときは、住所、
氏名、お客様番号、使用中止日、転居先住所、
連絡先の電話番号をご連絡ください。
 - ③開始・中止の受付は、水道課窓口、もしくは、
電話でできます。
- また、インターネットによる電子申請をご利用
いただきますと、原則24時間の24時間いつでも手
続きが可能です。ご利用の際の詳細については左
記の行田市ホームページをご覧ください。

http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/d
ensisinsei.html

続きを読む。広報などでお知りせぬれば、漏洩修
繕工事などに緊急に断水する」とがありますの
で、ご理解・ご協力を願ひします。

なお、水の使い始めには、水がはじめる場合があ
りますので十分に気をつけてお使いください。
回観・広報などでお知りせぬれば、漏洩修
繕工事などに緊急に断水する」とありますの
で、ご理解・ご協力を願ひします。

建物内の老朽化した水道管内の鉄サビなどが
原因で水がはじることがあります。
また、消火活動などで多量の水を使ったとき、
水道工事や断水により、水道管を流れる水
の速さや方向が変化し水がはじることがあ
ります。

このようないときは、しづく水を流し、澄ん
でから飲用などにご使用ください。

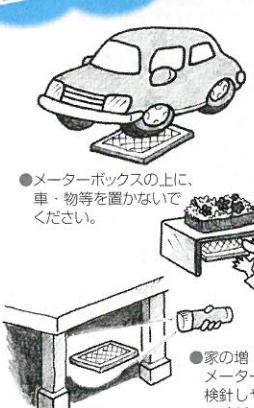
水道メーターの検針にご協力を

検針員が2ヶ月に一度、水道メーターの検針に
伺います。

水道メーターの検針は、お客様がご使用になつ
た水量を正確に計量し、水道料金を計算する大切
な作業です。検針を正確に効率よく行えるよう
ご協力を願ひます。



●メーターボックスの上に、
車・物等を置かないで
ください。



●メーターボックスの上に、
車・物等を置かないで
ください。

A Q 白い水ができる
水道管の中に入つてゐる空気が無数の小さな
泡になつたためと考えられます。
しづくのまま放置しますと泡が消えて澄
んだきれいな水になります。
そのまま使用していただいてもさしつかえあ
りません。

水がはじむ

建物内の老朽化した水道管内の鉄サビなどが
原因で水がはじることがあります。
また、消火活動などで多量の水を使ったとき、
水道工事や断水により、水道管を流れる水
の速さや方向が変化し水がはじることがあ
ります。

緊急断水にご注意

